

## 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に対する 建築基準法第48条第1項から第10項ただし書の規定に基づく許可の基準

### (目的)

第1条 本基準は、平成22年9月10日付国住指第2263号及び国住街第78号により発出された技術的助言「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）を受け、許可に関して必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

### (本基準における用途上の取扱い)

第2条 技術的助言に従った安全対策措置を行う引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、建築基準法令に定める「自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの」及び「パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）」と同等なものとして取り扱う。

### (適用対象)

第3条 本基準は、次の各号に掲げるものについて適用する。

- (1) 本基準の施行の際現に存する引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（当該工場の敷地内において建替えをするものを含む。以下「ドライクリーニング工場」という。）で、建築基準法第48条に適合しないもの。
- (2) 次の表に掲げる用途地域に敷地が位置するドライクリーニング工場で、同表の規模等の条件を全て満足するもの。なお、同表において工場部分とは、作業場部分と、作業場以外の工場の用途に供する部分（工場のための倉庫等）を含むとし、敷地が用途地域の2以上にわたる場合においては、敷地の過半の属する用途地域に係る規定を適用する。

用途地域	規模等の条件
第一種低層 住居専用地域	①洗たく物の受取及び引渡しを行う店舗（以下「店舗」という。）部分を有すること ②工場部分と店舗部分の床面積の合計が50㎡以内であること ③工場部分と店舗部分が2階以下にあること ④延べ面積の1/2以上を居住の用に供すること
第二種低層 住居専用地域 田園住居地域	①店舗部分を有すること ②工場部分と店舗部分の床面積の合計が150㎡以内であること ③工場部分と店舗部分が2階以下にあること ④作業場の床面積の合計が50㎡以内であること
第一種中高層 住居専用地域	①店舗部分を有すること ②工場部分と店舗部分の床面積の合計が500㎡以内であること ③工場部分と店舗部分が2階以下にあること ④作業場の床面積の合計が50㎡以内であること
第二種中高層 住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	①作業場の床面積の合計が50㎡以内であること
近隣商業地域 商業地域	①作業場の床面積の合計が150㎡以内であること

#### （洗濯設備の台数）

第4条 ドライクリーニング工場に設置するドライ洗濯機の台数は1とし、その他の設備については現に操業している台数以下とすること。ただし、ドライ洗濯機について、周辺環境に大きな影響を与えていないと認められる場合は、現に操業している台数を上限とすることができる。

#### （周辺環境への影響）

第5条 騒音、交通量、臭気、振動、照明・光に係る周辺環境への影響については、技術的助言別添3の判断基準を満足しているものとし、かつ、近隣住民からの理解が得られていると判断できるものとする。

#### （安全管理対策等）

第6条 許可申請にあたって、次の各号に掲げる条件を満足すること。

- (1) 技術的助言別添1に定める「4. 併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等」が実施済であること。
- (2) 違反の是正計画書が提出済であること。

2 次の各号に掲げる条件を常に満足するように維持・管理を行うこと。

- (1) 安全管理対策に関する技術的基準（技術的助言別添1）を遵守すること。
- (2) 設置する設備は、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調書に記載の機器又は周辺環境への影響においてそれと同等と認められるものとする。

#### （非引火性溶剤を用いる工場への準用）

第7条 非引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（敷地の位置が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域内に存するものに限る。）については、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条第1項第2号及び次条の規定を準用する。この場合において、第2条中「技術的助言に従った安全対策措置を行う引火性溶剤」とあり、及び第3条中「引火性溶剤」とあるのは、「非引火性溶剤」と読み替えるものとする。

#### （その他）

第8条 市長が、交通上、安全上、防火上、衛生上その他周辺環境への影響について特に支障がないと認める場合においては、本基準の一部を適用しないことができる。

#### 附則

この基準は、平成23年12月1日より施行する。

#### 附則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。